

我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略
(抜粋)

平成19年5月
農林水産省

我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略

1. 基本的な考え方

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出拡大のチャンスが増大している。

他方、農林水産業や食品産業（以下「農林水産業等」という。）は、新世紀にふさわしい戦略産業としての可能性を秘めていることから、民間による各種の取組を後押しすることにより、農林水産業等における閉塞感を打破し、将来の明るい展望を切り拓いていくことが喫緊の課題となっている。

農林水産物等の輸出促進は、農林漁業者や食品産業事業者（以下「農林漁業者等」という。）にとっては、新しく可能性に富んだ需要の開拓による生産品目の再編や生産量の拡大につながり、これを通じた所得の向上、経営に対する意識の改革を通じた主体性と創意工夫の発揮が期待できる。また、我が国の国民全体にとっては、国内生産力の強化を通じて食料安全保障に資するものとなるとともに、各種地域振興施策とも相まって、地域経済の活性化にもつながっていくものである。さらに、日本と諸外国との経済的な結びつきを強化するとともに、日本食文化の海外への情報発信を合わせて行うことにより、世界各国の人々に日本に対する親しみと理解を深めてもらうことにも結びついていくものである。

我が国の農林水産物等貿易の状況を見ると、近年、アジアを中心に着実に輸出額が増加している。この機を捉え、我が国農林水産業等のさらなる発展を目指し、農林漁業者等や関係団体の取組により、我が国農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするとの政府の目標が実現できるよう、関係府省、地方公共団体等が連携を図り、輸出環境の整備や意欲ある農林漁業者等に対する支援を行う。

2. 輸出環境の整備

民間だけでは対処できない相手国・地域政府（以下「相手国政府」という。）からの要求や相手国・地域（以下「相手国」という。）の制度等の輸出阻害要因を解決するため、意欲ある農林漁業者等が輸出の土俵に上がることができるよう輸出環境の整備を行う。このため、検疫交渉の加速化に

よる検疫問題の解決、輸出証明書の発行体制の整備、加工施設等におけるHACCP手法（危害分析重要管理点手法）の導入、生産段階におけるGAP手法（農業生産工程管理手法）の導入、有機JAS規格の同等性審査の迅速化に取り組む。また、EPA交渉等を通じ、相手国政府に対し輸出の拡大が期待される品目の関税撤廃・削減を求める。

(1) 検疫交渉の加速化による検疫問題の解決

世界的に高品質な牛肉、果実、野菜については、国内の要望や相手国内の需要を踏まえ、検疫上の技術的な課題が比較的早く解決する見込みのあるものについて、優先的に相手国検疫当局との間で科学的根拠に基づいた輸出の解禁等に係る技術的協議を進めるなどの戦略的対応を図る。具体的には、これまでに、中国向けの日本産精米、香港向けの日本産牛肉について、平成19年4月に輸出条件の一致をみたところである。

(2) 輸出証明書の発行体制の整備

一部の国・地域（以下「国」という。）から衛生証明書を求められている水産物、食肉、牛乳・乳製品や原産地証明書を求められている乾しいたけについては、要求されている証明書の項目・内容の妥当性等を十分検証し、引き続き関係者と連携を図りつつ、輸出の拡大が期待される国に対するものを優先して順次必要な証明書の発行体制の整備を図る。具体的には、これまでに、ロシア向け水産物については、ロシア政府との協議の結果、平成19年2月に、日本国政府の監督の下で民間の検査機関が衛生証明書を発行する仕組みを、ノルウェー、スイス向け水産物については、平成19年4月に、EU向け水産物と同じ取扱とする形で地方公共団体が衛生証明書を発行する仕組みをそれぞれ整備したところである。

(3) 加工施設等におけるHACCP手法の導入

米国やEU等の一部の国に水産物や牛肉を輸出するために必要な取扱施設としての認定取得を促進するため、講習会の開催、専門家の派遣、ガイドラインやマニュアルの策定・提示、HACCP手法に基づいた衛生管理向上のための施設整備に対する支援を行う。また、認定取得が進んでいないEU向け水産物の取扱施設については、既認定取得施設の事例集の作成やEU規則に基づく施設の構造設備基準への適合方法に関するガイドラインの策定に取り組むとともに、経験とノウハウを有する民間機関をコンサルタントとして活用し、施設の認定取得を目指す水産加工業者等に対して助言等を行うことにより、認定取得の円滑化を図る。

(4) 生産段階におけるGAP手法の導入

消費者や食品産業事業者等の信頼確保につながるGAP手法の全国的

な導入・普及とともに、先進的な農業者による輸出にも対応し得るGAP手法の導入についても、普及指導員等による生産現場での指導・助言を含めた支援を行う。なお、EUにおいて普及している民間団体（EUREP：欧州小売業組合）が策定したEUREPGAPについては、平成19年4月に、在日日本人審査員による審査体制が整備され、取得が容易になったところである。また、日本GAP協会が作成する我が国に適したGAP（JGAP）について、平成19年5月に、EUREPGAPとの同等性の確認手続が終了する見込みである。

(5) 有機JAS規格の同等性審査の迅速化

我が国の有機JAS規格と相手国の有機生産規格の同等性の審査については、継続中の審査の迅速化を相手国政府に要請するとともに、新たにアクセス改善要望のあげられた国に対しては審査を要請する。

(6) 輸出の拡大が期待される品目の関税撤廃・削減

EPA交渉等を通じ、輸出の拡大が期待される品目について、交渉全体の状況等にも適切に配慮しつつ、相手国政府に対し関税の撤廃・削減を求める。

3. 品目別の戦略的な輸出促進

輸出を取り巻く事情、課題と必要な対応方策、輸出促進を重点的に図る国は品目ごとに異なることを踏まえ、品目別の戦略的な輸出促進に取り組む。このため、米・米加工品をはじめとする11の主要品目それぞれについて、重点的に輸出促進を図る個別品目（以下「重点個別品目」という。）と国（以下「重点国」という。）を設定するとともに、品目別に工程表を策定する。また、品目別の広報戦略の策定と広報媒体の整備、知的財産戦略・ブランド戦略の推進、供給基盤の強化を一体的に進める。

(1) 重点個別品目と重点国の設定

それぞれの主要品目における重点個別品目と重点国を別添のとおり設定し、各種輸出促進施策を重点的に実施する。特に重点国については、貿易、衛生、表示等に係る諸制度や商慣行、市場特性、市場動向等を調査し、その結果をホームページに掲載し、わかりやすい形で農林漁業者等に情報提供を行う。

(2) 品目別の工程表の策定

輸出の拡大に向けては、品目ごとの課題解決に向けて行政、関係団体、産地関係者等が一体となって、取組の手順と実施時期を明確化した工程

表を別添のとおり策定し、取組の計画的な推進を図る。また、工程表については、毎年、取組の進捗状況を検証しつつ見直しを行う。

(3) 品目別の広報戦略の策定と広報媒体の整備

当該品目の魅力がより多くの海外のバイヤーや消費者に伝わり効果的な訴求が図られるよう、国、関係団体、産地関係者等が一体となって、品目ごとの広報戦略を策定するとともに、この戦略に沿って品目ごとにDVDやパンフレット等の広報媒体を整備する。

(4) 知的財産戦略・ブランド戦略の推進、供給基盤の強化

他国産品との差別化、信頼力を高めるブランド化が図られるよう、果実と和牛における統一マーク、米のホログラムマーク、水産物の水産エコラベルの導入を推進するとともに、アジア諸国を中心に偽装表示の実態調査を実施する。

また、高付加価値化を図るとともに、海外のバイヤーの求める数量や出荷期間等のニーズに応えられるよう、輸出促進に関する生産・流通・加工技術の開発、相手国の嗜好に合わせた品種の導入、輸出の取組の面的拡大、貯蔵施設の整備等により、輸出に向けた供給基盤の強化を図る。

4. 意欲ある農林漁業者等に対する支援

新たな可能性を求めて輸出に取り組もうとする者、経営の発展に向けて輸出を拡大しようとする者の「意欲」を「実際の輸出の取組」に結びつけられるよう、品目別の戦略的な輸出促進に加え、意欲ある農林漁業者等に対し総合的な支援を行う。このため、国内外バイヤーとの商談の場の提供、丁寧な情報発信や相談体制等の充実、意欲ある農林漁業者等の海外における販売促進活動に対する支援、セミナーを通じた輸出情報の提供を行う。

(1) 国内外バイヤーとの商談の場の提供

相手国のバイヤーが一堂に集う国際見本市・商談会等に日本パビリオンを設置し、バイヤーとのマッチングを支援する。

また、意欲ある農林漁業者等の産品が海外の消費者に浸透・定着するよう、日本産品のアンテナショップ（常設店舗）をブランドイメージにも合致する海外の高級百貨店等に開設する。

さらに、国内においても海外のバイヤー等と商談ができるよう、地方農政局が中心となって、地方公共団体とも連携を図り、全国各地で商談会を開催する。

(2) 丁寧な情報発信や相談体制等の充実

相手国に起因する輸出上の問題については、農林水産省、外務省等の関係府省、日本貿易振興機構が連携を図り一体となって、相手国政府への申し入れも含め問題の解決に努力する。その際、東アジア食品産業活性化戦略とも連携を図り、同戦略の一環として設置される連絡協議会を活用し、海外で発生したトラブル等について、現地で相談や情報提供が受けられる体制を東アジアの都市を中心に整備する。

国内に起因する輸出上の問題については、農林水産省と日本貿易振興機構等が連携を図り、丁寧な情報発信や相談体制の充実を図るとともに、関係府省と協力して問題の解決に努力する。特に、地方農政局が中心となって、国の地方支分部局、地方公共団体、日本貿易振興機構の貿易情報センター等の参画の下、地域の輸出促進に係る協議会を設置し、農林漁業者等に対するきめ細かなニーズへの丁寧な対応を図る。

(3) 意欲ある農林漁業者等の海外における販売促進活動に対する支援

明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする農林漁業者等の事業体による、相手国の市場調査、海外のバイヤーや消費者に対する販売促進活動、パンフレットの作成、ブランドの基準づくり等の様々な取組に対する支援を行う。

(4) セミナーを通じた輸出情報の提供

明確な意欲ある農林漁業者等が、輸出に係る諸制度や支援措置に係る情報、先進的に輸出に取り組む農林漁業者等や国内外バイヤーからの情報等が得られるよう、地方農政局が中心となって全国各地で輸出促進セミナーを開催する。

5. 日本食・日本食材等の海外への情報発信

品目別の戦略的な取組等の輸出促進施策のほか、関係府省、関係団体等の各種イベント等と連携を図り、効果的な日本食・日本食材等の海外への情報発信を行う。このため、重点的・戦略的なイベントの開催、日本食レストラン推奨計画との連携、「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業等の実施、関係府省等の関連事業との連携に取り組むとともに、品目別の広報戦略に基づき整備する広報媒体を活用し、訴求力のある情報発信を推進する。

(1) 重点的・戦略的なイベントの開催

平成19年4月に、中国向けの日本産精米と香港向けの日本産牛肉の

輸出条件につき一致をみたことから、中国と香港において、富裕層に対し高品質な日本産精米と日本産牛肉の魅力を伝える輸出解禁イベントを開催する。また、日中国交正常化35周年記念事業として、中国において、富裕層に対し日本産品の魅力を伝えるイベントを開催する。これらのほか、品目別の戦略的な取組とも連携を図り、重点的・戦略的にイベントを開催する。

(2) 日本食レストラン推奨計画との連携

平成19年3月に海外日本食レストラン推奨有識者会議から提言された「日本食レストラン推奨計画」と連携し、料理講習会の場等で料理人に対し日本食材のPRを行う。その際、品目別の戦略的な取組とも連携させ、輸出の拡大に結びつける。

(3) 「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業等の実施

輸出の拡大が期待される国の在外公館が主催する会食等で、オピニオンリーダー等に対し旬の高品質な日本食材を用いた日本料理を提供する（「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業）。その際、品目別の戦略的な取組とも連携させ、輸出の拡大に結びつける。

また、海外に在住し日本食・日本食材等の海外での紹介・普及等に多大に貢献してきた功労者に対し表彰を行う（日本食海外普及功労者表彰事業）。

(4) 関係府省等の関連事業との連携

外務省をはじめとする関係府省が日本に招聘した海外の要人に対し日本料理を提供する国内版「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業を実施する。また、国土交通省のビジット・ジャパン・キャンペーンと連携し、海外の旅行博覧会において世界の旅行業者等に対し日本の魅力とともに日本食・日本食材等の魅力を発信するとともに、来日外国人観光客に対するPRを行う。

さらに、在外公館を中心としつつ、日本貿易振興機構、国際交流基金、国際観光振興機構等の海外事務所・施設を情報発信拠点として活用するとともに、国際交流基金が実施する食文化交流事業の協力を得て、日本に関心を持つ海外の消費者に対し日本食・日本食材等の魅力を発信する。

果実・果実加工品の重点個別品目・重点国と輸出の拡大に向けた工程表

| 重点個別品目 | 重点国 | (参考)平成18年の輸出額と主な輸出先 | |
|--------|--|---------------------|-------------------------|
| | | 輸出額 | 主な輸出先(輸出額のシェア) |
| りんご | 台湾、香港、タイ、中国、UAE、韓国 | 57億円 | 台湾(93%)、香港(2%) |
| なし | 香港、台湾、中国、タイ、シンガポール、UAE、韓国 | 5.3億円 | 香港(42%)、台湾(32%)、米国(22%) |
| みかん | カナダ、台湾、香港、米国、シンガポール、UAE、ニュージーランド、中国、タイ、オーストラリア | 3.7億円 | カナダ(61%)、台湾(18%)、香港(7%) |

注：1) りんご、なしの重点国のうち韓国、みかんの重点国のうち中国、タイ、オーストラリアについては現在輸出解禁を要請中。

2) 上記に加え、もも、ぶどう、かきの合計6の重点個別品目を設定。

| 項目 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度以降 |
|-------------------|--|-------------|-------------------------------|---------------|
| 検疫条件の協議 | 国内の産地・事業者の要望、相手国の需要を調査 ↓ 優先度に応じ、戦略的に検疫協議を実施 | ↓ | ↓ | ↓ |
| 日本産果実マークの導入 | 日本産果実マークのPR、試験的な輸出実証と成果の検証を実施 | 〔対象国を順次拡大〕 | 試験的な輸出実証と成果の検証、本格導入に向けての検討を実施 | 日本産果実マークの本格導入 |
| 輸出果実の害虫除去システム等の開発 | ハダニ害虫除去装置開発を推進 ↓ モモシンクイガ等害虫食入果等の流通阻止技術の開発を推進 | 開発成果の実用化、活用 | 〔開発成果の普及〕 | 開発成果の実用化、活用 |

果実・果実加工品

1. 重点個別品目と重点国

- ①りんご：台湾、香港、タイ、中華人民共和国、アラブ首長国連邦、大韓民国（輸出解禁を要請中）
- ②なし：台湾、香港、中華人民共和国、タイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、大韓民国（輸出解禁を要請中）
- ③みかん：カナダ、台湾、香港、アメリカ合衆国、シンガポール、アラブ首長国連邦、ニュージーランド、中華人民共和国（輸出解禁を要請中）、タイ（輸出解禁を要請中）、オーストラリア（輸出解禁を要請中）
- ④もも：台湾、香港、シンガポール、インド、アラブ首長国連邦、中華人民共和国（輸出解禁を要請中）、オーストラリア（輸出解禁を要請中）
- ⑤ぶどう：台湾、香港、シンガポール、タイ、アラブ首長国連邦、中華人民共和国（輸出解禁を要請中）、オーストラリア（輸出解禁を要請中）
- ⑥かき：タイ、台湾、香港、アラブ首長国連邦、中華人民共和国（輸出解禁を要請中）、アメリカ合衆国（輸出解禁を要請中）

（参考）輸出額の推移と主な輸出先

（輸出額の単位：千円）

| | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 主な輸出先（平成18年のシェア） |
|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|--|
| 果実・果実加工品 （うち果実） | 6,967,687 (4,735,482) | 10,381,551 (7,587,164) | 10,584,617 (7,715,265) | ①台湾（62%）、②アメリカ合衆国（9%）、③香港（9%） （①台湾（79%）、②香港（7%）、③中華人民共和国（4%）） |
| ①りんご | 2,933,228 | 5,349,678 | 5,697,127 | ①台湾（93%）、②香港（2%） |
| ②なし | 680,862 | 796,052 | 532,577 | ①香港（42%）、②台湾（32%）、③アメリカ合衆国（22%） |
| ③みかん | 509,945 | 509,800 | 371,060 | ①カナダ（61%）、②台湾（18%）、③香港（7%） |
| ④もも | 231,000 | 427,990 | 364,569 | ①台湾（85%）、②香港（14%） |
| ⑤ぶどう | 110,266 | 174,589 | 299,324 | ①台湾（69%）、②香港（24%）、③オマーン（3%） |
| ⑥かき | 80,327 | 172,010 | 148,747 | ①タイ（43%）、②台湾（29%）、③香港（27%） |

- 注：1）ジャム等（かんきつ以外の果実）（2007.99-000）（平成18年：203,422千円）は、「野菜・野菜加工品」と「果実・果実加工品」の両方に計上
 2）野菜ジュース等（2009.80-000）（平成18年：324,255千円）は、「野菜・野菜加工品」と「果実・果実加工品」の両方に計上
 3）混合ジュース（2009.90-000）（平成18年：83,747千円）は、「野菜・野菜加工品」と「果実・果実加工品」の両方に計上

2. 輸出の拡大に向けた工程表

| 項目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度以降 |
|--|--|---|--|-------------|--------------------------------------|--------|----------|
| ブランド戦略の推進・知的財産権の保護 効果的なPR活動 | 【高品質をイメージさせる日本産果実マークの導入に向けた検討会の開催と実証の展開】 | | | | | | |
| | | 日本産果実マークの導入検討（全国果実輸出振興協議会以下「全輸協」という。） | 日本産果実マークの導入検討（民間企業等） 実証（UAE等）成果の検証（民間企業等） | 〔対象国拡大〕 | 実証・対象国拡大成果を踏まえ、本格導入の検討（意匠登録等）（民間企業等） | 本格導入 | |
| | | 在外公館を活用した日本食イベントによるPRを支援 Try事業の実施（ドバイ、インド、クロアチア、スロバキア等）（農林水産省・外務省） | 日本産果実マークを活用した広報戦略の検討（民間企業等） 〔国際園芸博覧会への出展 現地新聞掲載・ラジオ放送等によるPRを支援〕 | 広報活動（民間企業等） | 〔対象国拡大〕 | | |

| 項目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度以降 |
|----------|------------------------------------|---|--|--------------------------------------|---------------------|--------|----------|
| 知的財産権の保護 | 【DNA分析による識別技術の開発を促進、品種保護制度の活用を促進】 | | | | | | |
| | | 中国・韓国での育成者 権取得等に関するマニ ュアルを作成（農林水 産省） | 中国に対するモ デル出願事業実 施（農林水産省） DNA識別技術の開 発を促進（農林 水産省） | | | | |
| | 【相手国における品種保護制度の整備等を要請、人材育成等へ協力】 | | | | | | |
| | EPA等国際交渉の 場での要請（農 林水産省） | 官民合同ミッション派 遣（農林水産省） | | 「東アジア植物品種保 護フォーラム」設置提 言（農林水産省） | フォーラムの設置（農 林水産省） | | |
| | JICA植物品種保 護集団研修（JIC A） | | | | | | |
| | UPOV拠出金事業 によるセミナー 等の開催（UPOV） | | | | | | |

| 項目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度以降 |
|----------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| <p>相手国のニーズに適した品質・安全の確保</p> | <p>【輸出に取り組む産地に対し、輸出果実の病害虫防除対策や選果等に関する情報提供、注意喚起を実施】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>18年度に情報共有に向けた体制の整備、アンケート結果の情報提供を実施（農林水産省）</p> <p>防除・選果、不合格時の対応事例の情報提供（農林水産省）</p> <p>【輸出果実の品質管理の徹底】（生産者団体等）</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【研究機関が行う果実輸出における害虫除去システム等の開発を推進】</p> <p>ハダニ等害虫除去装置の開発（農林水産省） 【提案公募型研究開発事業により委託】</p> <p>成果の活用・実用化（生産者団体等）</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>モモシクイガ等害虫食入果等の流通阻止技術の開発（農林水産省） 【提案公募型研究開発事業により委託】</p> <p>成果の活用・実用化（生産者団体等）</p> </div> </div> | | | | | | |
| <p>輸出に係る検疫協議の実施</p> | <p>【海外の需要が特に高く、技術的な課題が比較的早く解決する見込みがある品目について協議を優先する等の戦略的対応を強化】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>輸出入業者等関係者に対するアンケート調査、ヒアリング等の実施（農林水産省）</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>有望品目・有望国の把握（アンケート調査、ヒアリング等） 優先順位の設定（農林水産省）</p> <p>↓</p> <p>優先順位に応じ、相手国地域との協議を実施（農林水産省）</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>（情勢の変化に応じて再設定）</p> </div> </div> | | | | | | |

| 項目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度以降 |
|------------------------------|---|--------|--|----------------------------------|-------------------------------|--------|----------|
| <p>相手国や海外の有用情報収集</p> | <p>【試食会や見本市等における調査を通じた相手国のニーズに適合した品目選定のための情報収集を支援】</p> | | | | | | |
| | <p>果実輸出定着化 対策事業の実施 (全国果実輸出 振興対策協議会 (以下、「全輸協」 という。))</p> | | <p>農林水産物等輸出倍増推 進事業の実施(全輸協)</p> | <p>試食会、見本市、情報 収集(民間企業等)</p> | | | |
| | <p>【海外の果実生産、流通動向、商慣行及び需要ニーズ等果実に関する多角的な情報収集のための調査、収集情報の提供】</p> | | | | | | |
| | <p>相手国の生産・ 流通等の実態把 握と提供(海外 果樹農業情報収 集提供事業の実 施) (財)中央果実 生産出荷安定基 金協会</p> | | | | | | |
| <p>産地・業界関係者の輸出意欲の 向上</p> | <p>【分析のための情報収集を実施】</p> | | | | | | |
| | | | <p>輸出入業者等関係者に対 するアンケート調査等の 実施(農林水産省)</p> | <p>試験輸出等の取組(全 輸協、生産者団体等)</p> | <p>(施策への反映・情報提供(農林水産省))</p> | | |

| 項目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度以降 |
|-----------------|---|---|--------|---|------------------------|--------------------|------------------|
| 輸出関係者の情報共有と連携強化 | 【継続的かつ安定的な輸出を戦略的に推進するための、輸出に必要な情報の効率的収集・共有化や産地間連携の強化】 | | | | | | |
| | 果実の輸出に関する交流会の開催等 (農林水産省、全輸協) | | | | | | |
| 高品質・安定的輸出体制の強化 | 【高品質化、品質保持に資する生産・流通・加工の技術及び施設等の導入を支援】 | | | | | | |
| | | 国産果汁競争力強化事業の実施(H17~19)(国産果汁に係る新製品開発、果汁製品の高品質化、新技術開発等)(生産者団体等) | | | | | |
| | 【高品質な品目・品種の導入を支援、栽培方法の確立や品質保持輸送技術の開発等を推進】 | | | | | | |
| | | | | 生産・流通・加工の技術及び施設等の導入、高品質品目・品種の導入(生産者団体等) | | | |
| | | | | 国産果実の低コスト生産・流通システムの開発等(農林水産省) [提案公募型研究開発事業により委託] | | | |
| | 【安定的輸出のための産地間連携の可能性を検討するため、輸出業者や生産者団体等から聞き取りを実施】 | | | | | | |
| | | | | 関係者からのヒアリング等実施(随時)(農林水産省) | | | |
| | | | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| | | | | 安定的輸出体制の可能性を検討(実行計画等)(農林水産省等) | 輸出先国での産地間競争等の問題点の具体的把握 | 安定的輸出体制構築のための具体的検討 | 産地間連携等安定的輸出体制の構築 |
| | | | | ↓ | | | |
| | | | | 産地等関係者への情報提供(随時)(農林水産省) | | | |

| 項 目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度以降 |
|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 高品質・安定的輸出体制の強化（つづき） | 【生産現場における意見交換等の実施。品目別マニュアル等のツール整備等を通じ、GAP手法の普及推進を支援】 | | | | | | |
| | <div data-bbox="1174 331 1395 416" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">シンポジウム等の開催による情報提供の実施（農林水産省）</div> <div data-bbox="1174 443 1395 571" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基礎GAP及びGAP手法導入・推進の基本マニュアルの作成・公表（農林水産省）</div> <div data-bbox="1174 598 1395 726" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">普及指導員等を対象とした指導者研修等の実施（農林水産省、地方公共団体等）</div> | | | | | | |
| 【果実の輸出促進に向けたEUREPGAPの取得等先進事例の調査、関係者への情報提供】 | | | | | | | |
| <div data-bbox="953 826 1174 911" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">先進事例の調査、関係者への情報提供（随時）（農林水産省）</div> | | | | | | | |